

広島県告示第千二百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十二月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島白木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市志和町志和堀字土占河三三八四番一地从先 東広島市志和町志和堀字下和田山四〇六番一地从先まで		八・八〇〇四 三・二二〇〇		一、二五五・〇〇	
	四三・二二〇〇 一一・五〇〇			一、二五五・〇〇	拡幅